

資料

資料1	RDB(レッドデータブック)記載種	191
資料2	基本計画改訂に関する検討経緯	193
資料3	用語の解説	200

資料 1 RDB 記載種

1 土浦地区で確認されたRDB（レッドデータブック）記載種について

1) 霞ヶ浦の水生植生の状況

かつては豊かな水生植生が形成されていましたが、湖水の富栄養化が進み、また、護岸整備等により植物相は大きく変化し、近年では見られなくなった水生植物の種も多くなっています。

茨城県自然博物館報告書には、平成7～8年にかけて霞ヶ浦沿岸の植生調査が報告されており、土浦市沿岸では6カ所で調査が行われ、15種の水生植物が確認されています。（参考表-1）植生の多様性は低くなっているものの、ミクリ、ミズアオイ、アサザなど希少種・絶滅危惧種も確認されており、貴重な自然として保全が望まれます。

また、平成12年に、市で実施した自然環境実態調査の結果、田村付近の水辺より、土手等の植生を含め、132種の植物が確認されました。

参考表-1 霞ヶ浦の水生植物（土浦市）

	種名	確認場所						備考
		大岩田	桜川	蓮河原	石田	手野	沖宿	
湿生・抽水植物	ヨシ	●	●		●		●	
	マコモ			●				
	フトイ				●			
	ヒメガマ	●		●				
	ミクリ	●						R 危急, IR 希少
	ミズアオイ	●	●	●				R 危急, IR 危急
浮葉植物	アサザ				●	●	●	R 危急, IR 危急
	トチカガミ						●	
	ヒルムシロ			●				
	ウキクサ			●				
沈水植物	コカナダモ				●	●		
	マツモ						●	
	ササバモ	●	●			●		
	エビモ	●	●	●			●	
	イトモ				●			

R：レッドデータブック（環境省：旧環境庁）記載種

IR：茨城県レッドデータブック記載種

希少種：特に絶滅を危惧されることはないが、もともと個体数が非常に少ない種。生息条件の変化によって容易に「絶滅危惧種」「危急種」に移行するような要素（脆弱性）を有するもの。

危急種：絶滅に向けて進行しているとみなされる種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば近い将来「絶滅危惧種」に移行することが確実と考えられるもの。

資料：茨城県自然博物館報告書

2) 里山の自然の状況

平成14・15年度に実施した市民参加による自然環境実態調査では、市内の良好な自然環境が残る地域30地点を選定し、カエル類、貝類、トンボ類、水生植物において環境指標種^(注)の調査をしました。（参考表-2）

(注) その生物の生活史（産まれて、成長し、繁殖し、生活する過程）から必要とされる環境が把握されている生物。

参考表-2 環境指標種について

分類	環境指標種
カエル類	アカガエル類, シュレーゲルアオガエル, アマガエル, トウキョウダルマガエル
貝類	カワニナ類, タニシ類, モノアラガイ類
トンボ類	オニヤンマ, ギンヤンマ類, ハグロトンボ
水生植物	イチョウウキゴケ, オオアカウキクサ, タノコアシ

また、里山調査として専門員による鳥類、チョウ類、トンボ類を中心として調査を行いました。調査の結果は参考表-3～5のとおりとなっています。

参考表-3 鳥類の調査結果

主な生息環境	種名
水辺	コサギ, ○チュウサギ, ダイサギ, アオサギ, ゴイサギ, マガモ, コガモ, クサシギ, バン, オオバン, カワセミ, オオヨシキリ, カイツブリ, カワウ, ●ケリ, タゲリ, タシギ, ●タマシギ, ●イカルチドリ
林	コゲラ, エナガ, カケス, シロハラ, ホトトギス, ○●オオタカ
広い地域で見られる	スズメ, ムクドリ, ツグミ, ヒヨドリ, ヒバリ, セッカ, アオジ, ウグイス, ハシブトガラス, オナガ

注) 下線は、○国レッドデータブック記載種, ●県のレッドデータブック記載種

参考表-4 チョウ類の調査結果

主な生息環境	種名
林縁	ヒメジャノメ, コジャノメ, ヒメウラナミジャノメ, ダイミョウセセリ, オオチャバネセセリ, コチャバネセセリ, ◎オオウラギンスジヒョウモン, ◎メスグロヒョウモン, ウラギンシジミ, ゴイシジミ, コミスジ, イチモンジチョウ
林	◎ゴマダラチョウ, ムラサキシジミ, ◎○●オオムラサキ, ルリタテハ, サトキマダラヒカゲ, ヒカゲチョウ
住宅地などでも見られる	ヤマトシジミ, ナミアゲハ, キアゲハ, クロアゲハ, アオスジアゲハ

注) 下線は、○国レッドデータブック記載種, ●県のレッドデータブック記載種, ◎日本産蝶類県別レッドデータ・リスト記載種

参考表-5 トンボ類の調査結果

主な生息環境	種名
止水域	ギンヤンマ, ショウジョウトンボ, コシアキトンボ, チョウトンボ, ウチワヤンマ
小川	オニヤンマ, ハグロトンボ
水草のある明るい池	アジイトトンボ

資料2 基本計画改訂に係る検討経緯

1 検討経緯

土浦市環境基本計画の改訂は、学識者等で構成された環境審議会における審議，市民・事業者等で構成された環境基本計画推進協議会，庁内関連各部署で構成された環境政策推進会議における協議を経て行いました。

環境基本計画改訂に係る検討経緯

検討事項	環境審議会	環境基本計画 推進協議会	環境政策 推進会議
環境基本計画に掲げる 各施策の取組状況の調査	平成18年8月 市民・事業者へのアンケート調査 平成18年9月～10月 施策実施状況に係る庁内調査		
↓	平成18年9月28日 ・第1回 土浦市環境審議会	平成18年10月19日 ・第1回 土浦市環境基本 計画推進協議会	平成18年10月24日 ・第1回 土浦市環境政策 推進会議
環境の現状及び 各施策の取組状況の把握， 環境基本計画の見直し方針			
↓	平成18年11月22日 ・第2回 土浦市環境審議会	平成18年12月7日 ・第2回 土浦市環境基本 計画推進協議会	平成18年11月10日 ・第2回 土浦市環境政策 推進会議
環境基本計画の見直し素案	平成18年12月22日 ・第3回 土浦市環境審議会		
↓	平成19年1月16～2月9日 (約3週間)		
パブリックコメント			
↓	平成19年2月22日 ・第4回 土浦市環境審議会		平成19年2月19日 ・第3回 土浦市環境政策 推進会議
パブリックコメント意見 への対応， 環境基本計画(案)			
↓	平成19年3月28日 土浦市環境審議会答申とし て、環境基本計画(案)を 市長に提出		平成19年3月19日 ・第4回 土浦市環境政策 推進会議
見直し計画の策定			

2 環境審議会

1) 環境審議会への諮問書

諮問第 2 号

平成 18 年 9 月 28 日

土浦市環境審議会会長 殿

土浦市長 中川 清

土浦市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した土浦市環境基本計画の見直しを実施するにあたり、土浦市環境基本条例第 10 条第 6 項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

土浦市環境基本計画については、平成 12 年 3 月に制定した土浦市環境基本条例の理念に沿って、より良い郷土の環境を保全し創造するための計画として定め、今日まで、市民・事業者・行政がそれぞれの取組みを進めるとともに、三者の協働により計画の推進を図ってまいりました。

さらに、本市においては、本年 2 月に新治村と合併し、【住みやすい 希望あふれる快適環境都市「新しい土浦」】の実現に向け、新たにスタートしたところであります。

近年の社会は、各種の環境問題や社会情勢の変化、技術の進歩など、我々を取巻く社会経済情勢が予想を超える速さで変化していることに加え、地方分権の推進や規制緩和などの制度改革等、従来にない変革期を迎えております。

このような状況を踏まえ、今後 5 年間の環境施策として、自然と暮らしが循環の中で共生できる社会を目指して、計画期間の中間年にあたる本年度に環境基本計画の見直しを実施するものであり、貴審議会の意見を求めるものです。

2) 環境審議会委員名簿

(1) 委員氏名

平成18年9月28日現在

選出区分	委員氏名	委員所属団体・役職名等	備考
市民	小沼俊広	土浦青年会議所理事長	
	下村登美恵	土浦市消費生活連絡協議会副会長	
	田之室光子	土浦市廃棄物減量等推進審議会委員	
	堀越 昭	(社)霞ヶ浦市民協会理事長	副会長
	眞山淑枝	霞ヶ浦暮らしのネットワーク会長	
	小張利工門	新治地区市民委員会環境部長	
	原井みつ江	新治婦人会会長	
学識経験者	稲森悠平	独立行政法人国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター バイオエコ技術研究室 室長	会 長
	大屋正明	独立行政法人産業技術総合研究所 爆発安全研究センター 産総研招聘研究員	
	山海敏弘	独立行政法人建築研究所 環境研究グループ 上席研究員	
	浅野幸男	茨城県生活環境部環境政策課長補佐	
産業界代表	久保田敏夫	土浦農業協同組合専務理事	
	杉村美喜雄	神立地区工業協議会環境部会長 (東レ土浦工場長)	
市議会議員	柏村忠志	文教厚生委員	
	福田一夫	総務委員	

(2) 委員の構成について

[土浦市環境基本条例(平成12年3月29日公布土浦市条例第24号)の規定により、定数は15人以内で、市民、学識経験者、産業界代表、市議会議員から選出]

- (3) 委員任期：2年間 (第1期：平成11年7月1日～平成13年6月30日)
 (第2期：平成13年7月1日～平成15年6月30日)
 (第3期：平成15年7月1日～平成17年6月30日)
 (第4期：平成17年7月1日～平成19年6月30日)

(4) 審議期間：平成18年9月28日～19年3月28日

(5) 諮問事項：環境基本計画案について

3) 環境審議会からの答申書

平成19年3月28日

土浦市長 中川 清 殿

土浦市環境審議会
会長 稲森 悠平

平成18年9月28日付け諮問第2号をもって、土浦市環境審議会に諮問された「土浦市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した環境基本計画の見直し案」について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

3 環境基本計画推進協議会

1) 環境基本計画推進協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、土浦市環境基本計画を推進し、良好な環境の保全及び創造を図り、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、市民、事業者及び市による役割分担の下、協働で行う取組等を協議するために設置する土浦市環境基本計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 推進協議会は次の各号に定める業務を行う。

- (1) 土浦市環境基本計画の実践に関すること。
- (2) 自主的な環境の保全及び創造に関する取組に関すること。
- (3) 環境に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他推進協議会の設置の趣旨に合致すること。

(委 員)

第3条 推進協議会の委員（以下「委員」という。）は、次のいずれかに該当する個人又は団体に属する者とし、市長が委嘱する。

- (1) 市民又はまちづくり市民会議若しくは各地区市民委員会
- (2) 市内に所在し、又は市内で活動を実施している市民団体
- (3) 市内の事業所又は事業者団体
- (4) その他第6条に規定する役員会で必要と認めたる者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委員となったものの任期は、前任者の残任の残任期間とする。

(役 員)

第4条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹 事 15名

2 会長は、幹事の中から委員が選出する。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、幹事の中から委員が選出する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、副会長が複数ある場合は、会長が予め指名する者がその職務を代行するものとする。

6 幹事は、委員の互選により選出する。

7 役員任期は委員の期間とし、再任を妨げない。ただし、補欠により役員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会)

第5条 全体会を年1回以上開催し、次の事項について、決定する。

- (1) 推進協議会の活動方針に関すること。
- (2) 推進協議会の業務計画に関すること。

(3) 部会の設置に関すること。

- 2 全体会は、委員をもって構成し、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 全体会は、会長が招集し、全体会の議長は、会長が務める。
- 4 全体会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、全体会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会)

第6条 役員会は、年1回以上開催し、次の事項について、審議又は決定する。

- (1) 全体会の会議の運営に関すること。
 - (2) 推進協議会の活動方針及び業務計画の立案に関すること。
 - (3) 役員会の組織及び運営に関すること。
 - (4) 部会間の業務の調整に関すること。
- 2 役員会は、第4条第1項の役員をもって構成し、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - 3 役員会は、会長が招集し、役員会の議長は、会長が務める。
 - 4 役員会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
 - 5 会長が必要と認めるときは、役員会に役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部 会)

第7条 推進協議会の活動の円滑化を図るため、推進協議会の業務を分担する部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長を置き、副会長がその任に当たる。
- 3 部会に副部会長を置き、部会に属する幹事の中から部会員が選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の会務を統括し、副部会長は部会長を補佐する。

(事務局)

第8条 事務局を土浦市市民生活部環境保全課に置く。

(委 任)

第9条 この要綱に定めのない事項で、推進協議会の運営に関し必要な事項は、市長が全体会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成14年12月20日から施行する。

4 環境政策推進会議

1) 環境政策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の環境に関する政策を総合的かつ効果的に推進するため、土浦市環境政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境に関する政策の総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に基づく環境保全率先実行計画その他の施策の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境に関する政策の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は副市長を、副会長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の推進会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(エコオフィス推進責任者会議)

第5条 推進会議に、推進会議の事務を補佐させるため、エコオフィス推進責任者会議（以下「責任者会議」という。）を置く。

- 2 責任者会議は、エコオフィス推進責任者で組織する。
- 3 エコオフィス推進責任者は、各所属の長の職にある者をもって充てる。
- 4 責任者会議は、会長が必要に応じてエコオフィス推進責任者の全部又は一部を招集する。
- 5 責任者会議は、会長又は会長が指名する委員が議長を務めるものとする。

(エコオフィス推進員)

第6条 エコオフィス推進責任者の事務を補佐させるため、エコオフィス推進員を置く。

- 2 エコオフィス推進員は、エコオフィス推進責任者が所属職員の中から指名する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部環境保全課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

別表

教育長、市長公室長、総務部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、都市整備部長、教育次長、消防長

資料3 用語の解説

【あ行】

■ ISO（国際標準化機構）

国際的な標準規格を制定し、普及促進させる機関（International Organization for Standardization）。主な標準規格には、ISO9000シリーズ（品質マネジメントシステム）とISO14000シリーズ（環境マネジメントシステム*）があり、これらは企業や団体等の組織で行われている品質や環境の管理の仕組み（マネジメントシステム）の規格となっている。ISO14000シリーズは、各組織が環境保全に向けた自己管理を継続的に改善する仕組みを定めている。環境への取組が組織の社会的な評価につながることで、省資源や省エネルギー、リサイクル等が中・長期的にはコストダウンにつながるなどから、認証取得数は年々増加している。

市役所では、職員の環境保全意識の高揚と、地域の環境保全活動のリーダーとなるべく、平成17年6月の市長の「キックオフ宣言」以降、認証取得に向け全所属が一丸となって準備を進め、平成18年6月にISO14001を認証取得している。

■ アイドリング（Idling）

駐車時や停車時に自動車のエンジンを空転させること。アイドリングストップとは、駐車時や停車時に自動車のエンジンを止めることで、これにより地球の温暖化、大気汚染、騒音等の抑制効果が期待される。

■ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

各国政府から選ばれた専門家が地球温暖化問題について議論する場として、1988年、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により設置された。温暖化の科学的評価や社会経済への影響、対応戦略などを中心として、地球温暖化に関する基礎的な知見や考え方を整理している。

■ アオコ

植物プランクトン的一种であるらん藻類*の俗称。窒素*やりん*分の多い富栄養湖沼において夏から秋にかけて異常繁殖して湖沼水を緑色に変色させることがある。アオコが発生すると透明度が低下したり、着色等により上水道への利用が不適当となることがある。さらにアオコが死滅する際、悪臭を発生するとともに水中の容存酸素を奪うため、水産や観光上重大な被害をもたらすこともある。海洋における赤潮に相当する。アオコの発生を防止していくためには、窒素*やりん*の削減対策が不可欠となる。

■ アジェンダ21（Agenda21）

地球サミット*で採択された地球環境問題解決のための具体的な行動計画。社会的経済的要素、開発のための保全と管理、主たるグループの役割の強化、実施手段の4部で構成されている。

■ アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物のこと。耐熱・対磨耗性にすぐれているため、建築材など多くの製品に使用されてきた。しかし、肺がんや中皮腫を引き起こす等の健康影響を有するため、大気汚染防止法では「特定粉じん」に指定され、排出規制等が行われている。平成17年2月には、建築物解体作業における対策の徹底を狙いとした「石綿障害予防規則」が、平成18年2月には、アスベスト（石綿）の吸入により中皮腫等の疾病にかかった者やその遺族に対し医療費等を支給することなどを定めた「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定された。

■アメニティ (Amenity)

心地よさや快適さのこと。快適な環境を表す概念。

■安心歩行エリア

歩行者や自転車が安全に通行できる交通環境を確保するため、国土交通省と警察庁が事故多発地帯を中心に指定するもの。エリア内においては、交通規制の強化や道路環境の整備が重点的に行われる。

■硫黄酸化物 (SOx)

石油や石炭などの硫黄を含んだ燃料の燃焼に伴って発生し、高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響を及ぼすほか、酸性雨*の原因にもなる。

■生垣補助制度

緑豊かな住みよいまちづくりを進めるために、新たに生垣を設置される方、及び既存のブロック塀を撤去して生垣に改造される方に、生垣設置の費用の一部を補助する市の制度。

生垣は、家の中から四季の緑が楽しめるだけでなく、道行く人々の心にうるおいと安らぎを与え、地震などの災害にも役立ち、市街地の緑化に重要な役割を果たします。

■eスタート

温暖化対策の一環として、自動車の燃費を向上させるための発進の方法のこと。車は発進時に多くの燃料を消費するため、発進をやさしく、スムーズに行うことがエコドライブ*につながる。それを“ふんわりアクセル『eスタート』という。“ふんわりアクセル『eスタート』を実践すると、燃費が概ね10%程度(財団法人省エネルギーセンター調べ)、改善されると見込まれている。

■一酸化炭素 (CO)

一般には、燃料の不完全燃焼によって発生するが、都市における最大の発生源は自動車の排出ガスである。一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと容易に結合して、呼吸困難を引き起こす。

■遺伝子資源

様々な環境に適応し、種を維持してきた生物種の持つ多様な遺伝子情報のこと。医薬品の開発、農産物の品種改良や水環境浄化などに役立ち、遺伝子資源を保護し、生物多様性を維持することは、地球の生態系の健全化においても必要不可欠である。

■茨城県霞ヶ浦環境科学センター

平成7年、土浦市とつくば市において開催された第6回世界湖沼会議*より、世界に向けアピールされた「霞ヶ浦宣言」を受け、「人と自然の共生する環境の保全・創造」を実現するため県が平成17年4月22日、土浦市沖宿町に開設。市民・企業・研究者・行政を結ぶパートナーシップの構築を基本の考え方として、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川の水環境や大気環境など環境に関する研究成果や各種情報の集積と公開を進めるとともに、環境学習や市民活動の拠点として活用されている。

■上乘せ基準

環境汚染物質の排出等の規制として国で定める全国一律の排出基準等に対し、より十分な環境保全を図るため、県や市の条例等により定めたより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

■エコショップ・エコショップ制度

環境負荷の低い商品の販売，ごみの減量化，リサイクル活動等に積極的に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定し，広く市民に周知し，環境にやさしい暮らしの定着を促す制度。土浦市では，土浦市エコ・ショップ制度実施要綱に基づき，所定の要件を満たす小売店舗についてエコショップの認定を行い，認定証及び認定ステッカーを交付している。

■エコツーリズム (Eco Tourism)

自然環境が残る地域において，生態系への配慮の下，地域の文化的な特色やそこで見ることのできる景観や野生の動植物を観察，学習し，楽しむことを目的とした自然志向型の観光。

■エコドライブ (Eco Drive)

無駄な燃料消費や騒音などの少ない，環境にやさしい適正な運転マナーのこと。タイヤ空気圧の適正化，円滑な発進，停車時のエンジン停止（アイドリングストップ）などがある。

■エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年）に基づき，持続性の高い農業生産方式（土づくり，化学肥料の低減，化学農薬の低減）に一体的に取り組む計画を立てた者を都道府県知事がエコファーマーとして認定している。エコファーマーは，課税特例等の支援措置を受けることができる。

■エコマーク (Eco Mark)

消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため，環境への負荷が少なく，あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。（財）日本環境協会が審査し，認定された商品にマークを付けることが許される。

◆ESCO事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し，さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO経費等は，省エネルギーによる経費削減分でまかなわれる仕組みとなっている。なお，ESCOとはEnergy Service Companyの略。

■オゾン層

オゾン層は，地表から約10km～50kmの成層圏に存在し，皮膚ガンや白内障の原因となる有害な紫外線（UV-B）を吸収し，地球上の生物を保護している。フロン*等は，化学的に安定した物質であるため，大気中に放出されると分解せずに成層圏に達し，太陽からの強い紫外線を浴びて分解して塩素原子等を放出し，オゾン層を破壊することが問題となっている。

■オーナー制度

生産者と直接契約し，特定の農法や農地から生産される作物を購入する制度。有機農法*など環境保全型農業*の振興，農作業への参加，棚田や谷津田*の維持など，購入や交流を通じて農業振興や農地保全を支援する仕組みとして普及しつつある。

■オフィス町内会方式

複数の事業所が協力し合い，オフィスから出される紙ごみを分別保管し，定期的に古紙回収業者に回収してもらい，オフィス古紙のリサイクルに取り組む活動のこと。1事業所だけでは量が少ないため割高になるなど困難であった回収も，参加事業所が複数集まれば効率よく回収できる。

■ 温室効果ガス

太陽により暖められた地表からの赤外線放射エネルギーを吸収し、熱に変え温暖化を促す大気中の気体を総称したものの。産業や生活により排出される二酸化炭素*、メタン、一酸化二窒素、フロン*類など数十種類が知られており、そのおよそ8割は石油、石炭等の化石燃料の燃焼によって生じるといわれている。

【か行】

■ 霞ヶ浦開発事業

霞ヶ浦開発事業は、湖周辺を洪水から守る治水と、茨城県を始め首都圏の水を確保する利水を目的として、昭和43年度に国土交通省（旧建設省）が調査に着手し、昭和45年度末に水資源開発公団がこれを引き継いで本格的な工事に着手した。霞ヶ浦での新たな水位管理を可能にするため、湖周全線を堤防でつなぐ湖岸堤工事、霞ヶ浦に流入する河川の堤防を整備する流入河川工事、適切な水位維持を可能にするための常陸川水門改築工事、さらに管理施設の新設や水位変動に対する補償工事などが実施され、平成8年度から管理業務に移行している。

■ 霞ヶ浦水源地域整備事業

霞ヶ浦を水がめ化する霞ヶ浦開発事業*による周辺環境の変化に対応するものとして、昭和48年に公布された水源地域対策特別法（水特法）に基づき、霞ヶ浦は、昭和49年に指定ダム等（湖沼水位調節施設）として指定され、その後、昭和51年に、周辺22市町村を水源地域として水源地域整備計画が決定、公示された。この計画により、霞ヶ浦及びその周辺地域の生産機能や生活環境等に及ぼす影響を緩和するための、土地改良、河川改修を始めとする影響緩和対策事業、また、霞ヶ浦の水質を保全し、住民の生活の安定と福祉を向上するための、下水道、霞ヶ浦浄化など水質保全対策事業からなる計14事業が実施されている。また、下水道や農業集落排水の整備に際しては、水特法に基づき、国庫補助の上乗せや、茨城県、東京都、千葉県各利水者による経費の一部負担などが図られている。水源地域整備事業は、平成16年度までに全ての事業が終了している。

■ 霞ヶ浦水質浄化親子研修会

市内の小学校4年生以上の児童とその親を対象に、夏休み期間を利用して、霞ヶ浦の湖上において開催される研修会。郷土の湖に親しむ心を養うとともに霞ヶ浦の現状について理解と認識をしてもらうことを目的としている。研修では霞ヶ浦の概要や市の水質浄化対策についての説明のほか、湖心付近での水質調査を行う。

■ 霞ヶ浦湖沼水質保全計画

富栄養化*などに伴う水質汚濁が進行する湖沼の水質の保全を図ることを目的として制定された湖沼水質保全特別措置法に基づく「指定湖沼」として、昭和60年に霞ヶ浦が指定されたことに伴い、県が霞ヶ浦の水質保全対策を総合的かつ計画的に進めるため、5年ごとに策定する計画。

県では、平成18年度において第5期の計画の見直しを進めている。

■ 霞ヶ浦総合開発

第二次世界大戦後の経済復興や昭和30年代の産業経済の発展等を背景に、茨城県では、それまで、一部の農業用水として利用されるだけであった霞ヶ浦の水資源を活用した工業化施策が打ち出されるようになり、また、国においても、首都圏の水資源確保のため、「水資源開発促進法」を定め、昭和39年の水資源開発基本計画（第一次フルプラン）において、利根川水系を広域的な水資源確保のための開発水系の一つとして位置付けることとなった。昭和45年の第二次フルプランにおいて霞ヶ浦が、水資源の一つとして位置付けられ、「霞ヶ浦総合開発」が着手されるようになった。「霞ヶ浦総合開発」は、治水と利水を目的とした「霞ヶ浦開発事業*」と、開発事業に伴う農業等への影響の緩和や水質保全のための「霞ヶ浦水源地域整備事業*」を合わせたものとして進められている。

■霞ヶ浦導水事業

霞ヶ浦導水事業は、人口増加や生活水準の向上による水需要の増加、都市化の進展による水質汚濁など、地域の発展に伴い顕在化している霞ヶ浦や利根川、那珂川などの水に関する問題を抜本的に解決する対策として計画された。那珂川下流部、霞ヶ浦、利根川下流部を結ぶ地下トンネルを建設し、河川流量を調整（流量の余裕のある河川から不足している河川への水の導水）するもので、利根川と霞ヶ浦を結ぶ延長約2.6kmの利根導水路と、那珂川と霞ヶ浦を結ぶ延長42.9kmの那珂導水からなり、これにより、霞ヶ浦、桜川（水戸市）、千波湖の水質浄化、渇水被害の軽減、茨城県を始めとする首都圏水資源開発に対応するものである。

■霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例

（霞ヶ浦富栄養化防止条例）・霞ヶ浦富栄養化防止基本計画

茨城県は、霞ヶ浦の富栄養化*を防止し、環境保全を図るため、昭和57年に「霞ヶ浦富栄養化*防止条例」を施行し、同時に「霞ヶ浦富栄養化*防止計画」を策定した。同計画により、工場や事業所の窒素*やりん*の排水規制、りん*を含む家庭用合成洗剤の使用等の禁止、農業、畜産業、魚類養殖業及び生活排水に係る各指導要綱により、窒素*やりん*の流入対策を図っている。平成14年には第四期の防止計画が策定されている。県では、平成18年度に、「霞ヶ浦富栄養化*防止条例」の改正を進めている。

■家庭排水浄化推進協議会

昭和55年に発足した土浦市粉石けん使用運動推進協議会が、昭和58年に現在の「土浦市家庭排水浄化推進協議会」に改称し、市民の水質保全への意識啓発と家庭排水の処理を推進することで霞ヶ浦の水質浄化を図る活動を展開している。市に事務局を置き、地区長連合会、まちづくり市民会議*、消費生活連絡協議会の3つの団体で組織している。

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

一般家庭や事務所から排出された家電製品から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

■環境影響評価（環境アセスメント）

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価すること。

■環境家計簿

環境省等が発行している家庭向けの環境管理シート。電気、ガス、水道などの光熱費、食料容器の使用量やごみの量等を家計簿の要領で記入することで、家庭からのCO₂*の排出量が算出でき、家庭における環境負荷の状況や無駄な浪費を把握できる。

■環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件についてそれぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めた基準。環境基準は行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

■環境共生住宅

地球環境を保全する観点から、エネルギー、資源、廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された住宅。具体的には、高断熱化、自然エネルギーの利用などを採用した住宅。

■環境計画進行管理委員会

市の環境施策の適正な進行を確保するため、土浦市環境基本条例により設置される進行管理組織。委員は市長の委嘱により識見を有する者3名から構成され、環境基本計画に基づく施策の進行状況について調査し、市長への報告や助言を行う。

■環境基本計画推進協議会

市の環境基本計画に位置付けられた市民、事業者及び市の取組を、各主体が協働して推し進めていくための協議を行うことを目的に設置したものであり、各地区の市民委員会の環境部員や市民団体、事業者団体等で活動している32名により組織された（平成18年度時点で38名）。全体会と役員会、3つの部会（循環型社会形成部会、自然共生・まち部会、参加・学習部会）がある。

■環境審議会

環境基本法に基づき、環境の保全及び創造に関する市の基本的な施策や事項を定めるため、土浦市環境基本条例により設置された調査審議組織。委員は、市長から委嘱された市民、学識経験者、産業界を代表する者や市議会議員からなる15名により構成され、環境基本計画の策定及び変更、その他環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議する。

■環境政策推進会議

市の環境に関する政策を総合的かつ効果的に推進するため、環境関連の主要部課により構成する庁内横断組織。環境政策の総合調整、環境基本計画に基づく施策の進行管理その他環境に関する政策の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事務を担う。

■環境と開発に関するリオ宣言

地球サミット*で採択された環境と開発に関する国際的な原則を確立するための宣言で、全文及び27の原則から構成されている。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業のこと。

■環境マネジメントシステム（EMS）

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。市では、環境マネジメントシステムの規格であるISO*14001を認証取得しており、環境マネジメントシステムを構築、運用し、継続的に推進していくこととしている。

■間伐材

間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引く作業をいい、そこでできた木材を間伐材という。割り箸のほか、従来有効な利用が考えられなかったスギやヒノキ、カラマツ等の間伐材も細かい角材にして集成し、テーブルの天板やイスに利用されている。

■汽水魚

河口など海水と淡水が入り交じる水域（汽水域）に生息する魚のこと。

■ 京都議定書

1997年12月、京都で開催された国際連合気候変動枠組条約*第3回締結国会議(COP3)で採択された議定書のこと。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効した。日本は1998年4月28日に署名し、2002年6月4日に批准した。締約国のうち、先進国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガス*の排出を、1990年比で5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

■ 京都議定書目標達成計画

京都議定書*に定める日本における温室効果ガス*6%削減の達成と、長期的かつ持続的な排出削減を目的として、2005年4月に閣議決定された計画である。①温室効果ガス*ごとの対策・施策、②横断的施策（国民運動の展開、公的機関の率先的取組、排出量の算定・報告・公表制度、ポリシーミックスの活用）、③基盤的施策（排出量・吸収量の算定体制の整備、技術開発、調査研究の推進、国際的連携の確保、国際協力の推進体制等）について定めている。

■ クラインガルテン (Kleingarten)

クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」を意味する。19世紀ごろからドイツなどのヨーロッパ諸国において、都市部の労働者やその子供たちが自然と触れ合える場として作られるようになったものであり、単なる菜園としてだけでなく、コミュニティ形成の場や緑地保全として、重要な役割を果たしている。一般的な市民農園との主な違いは、「ラウベ」と呼ばれる小さな小屋を併設し滞在できる形になっているものが多いことであり、「滞在型市民農園」とも捉えられている。

■ グリーン購入 (グリーン調達)

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入すること。

■ グリーンツーリズム (Green Tourism)

農山村地域などにおいて休暇を過ごすことによって、自然、文化、人々との交流などを楽しむ旅のこと。欧州等で心の豊かさを得るための余暇形式として広がり、日本においても都市住民からの関心が高まっており、各地の農山村において受け入れ態勢づくりに取り組んでいる。

■ 景観協定

景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づき、景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれる、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄を住民間の協定により一体的に定めることができる仕組みであり、住民間の契約であるという協定の特質から、地域の実情に応じて柔軟に協定の内容を設定できる。

■ 景観条例

景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策などを制度的に定める条例。茨城県でも、景観法の施行に伴い茨城県景観形成条例を改正し、平成17年4月に施行している。

■ 景観デザインマニュアル

まちづくりにおける様々な取組の景観面でのあり方を示すとともに、市民や事業者、行政等が景観形成に取り組む指針を明らかにすることを目的としたもの。

■ 建築協定

ある区域の土地所有権者及び借地権者等が、自主的にその全員の合意により、区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠又は建築設備に関して、一般の建築基準法より厳しい基準を定める協定。

■ コイヘルペス

コイヘルペスウイルス (koi herpes virus/KHV) と呼ばれるウイルスを病原体として、マゴイとニシキゴイに発生する病気。感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。日本では、2003年10月頃から霞ヶ浦のコイ養殖においてコイのへい死が見られ、原因について調査したところKHVが確認され、その後、国内の他の地域でも感染が確認されている。更なる蔓延を防止するため、特別の監視体制、養殖場における自衛措置及び感染ゴイの処分、感染ゴイが確認された天然水域におけるコイの持ち出し禁止措置、一般人に対するコイの移動についての注意等の措置がとられている。

■ 光化学オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物*や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒドなどの酸化物質の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目を刺激するなどの健康被害を起こすことがある。

■ 公害・典型7公害

公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水質の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係わる被害が生ずることをいう。この大気汚染から悪臭までの7種類の公害を、典型7公害といい、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の環境基準*が制定されているのを始め、典型7公害について、種々の規制基準が規定され、公害防止対策がとられている。

■ 公害防止（環境保全）協定

地方公共団体又は住民と企業の間で交わす公害防止や環境保全に関する約束。法律の規制にとらわれず、地域の実情に応じた公害防止の目標値や、具体的な公害対策などを定めるもので、公害防止対策の手段として広く利用されている。

■ 公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされている。

■ 交通需要マネジメント (TDM)

渋滞の緩和や、道路交通による温室効果ガス*排出量の削減のために、車利用者の交通行動の変化を促し、都市又は地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。一人乗りマイカー通勤の削減、公共交通機関への転換、時差通勤など交通需要側への規制、誘導、啓発手法を用いる。

■高度処理型合併処理浄化槽

窒素*やりん*の除去能力を高めるために改良された新たな合併処理浄化槽（台所や風呂などの排水とし尿を併せて処理する浄化槽）。従来の合併処理型は、単独処理型（し尿処理のみ）に比べBOD*の処理能力が高く普及が図られてきたが、湖沼等の富栄養化*対策として窒素*やりん*を効果的に除去することができないことから、高度処理型合併処理浄化槽への転換が必要となってきている。なお、単独処理浄化槽については、平成12年6月の建築基準法の一部改正に伴い、新設は原則禁止となっている。

■交流促進地区

市の人にやさしいまちづくり計画で示された生活拠点施設*を中心とした、半径500mの誘致圏。

■国際連合気候変動枠組条約

国際社会における、地球温暖化防止に向けた取組の基本的な枠組みを定めた条約。1992年5月に採択され、1994年3月に発効した。

■国連人間環境会議

1972年にスウェーデンのストックホルムで開催され、人間環境宣言*の採択、環境保護のための国際的行動計画の採択、国連環境計画（UNEP）の設立の合意、世界環境の日（6月5日）などが合意された。地球環境問題に関する国際的な議論の始まりともされている。

■コージェネレーション・コージェネレーションシステム（Co-Generation System）

一つのエネルギー源から電気と熱などの有効なエネルギーを取り出して効率的に利用するシステムのこと。例えば、石油や天然ガス等を燃やして得た熱を動力や電気に変換し、その廃熱（未使用熱）を冷暖房や給湯等の熱源として利用するシステム。

■こどもエコクラブ

環境保全意識の醸成などを目的として、小中学生が地域での環境学習や環境保全活動を自主的に行うクラブ。環境省により設立され、様々な支援が行われている。

■ごみ処理基本計画

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画のうち、家庭系ごみ及び事業系ごみを対象とした計画。市におけるごみ処理の現状と課題を踏まえ、ごみ総排出量の削減目標やリサイクル率の目標などを掲げ、その達成に向けた施策を挙げている。

■コミュニティバス

通常の路線バスでは対応が困難な比較的少量のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するために運行するバスの総称。

■コンポスト（Compost）

家庭から排出される生ごみや下水及び浄化槽汚泥、家畜の糞尿などの有機物を微生物の働きによって分解させ、たい肥化したもの。

【さ行】

■サイクルアンドライド（Cycle and ride）

自転車でバス停や駅に来て、そこからバスや電車に乗り換えるシステム。まち中への自動車流入の抑制や、公共交通の利用促進等の効果がある。

■ 里山

集落の近くにあり、かつては薪や山菜等の調達場として利用され、人の暮らしと深い関わりを持っていたクヌギやコナラなどの雑木林。周辺の農地やため池などと一体的に多様な動植物が生息する身近な自然を形成しており、そうした環境の総称としても使われる。本計画では、平地林や谷津田*など、生物の重要な生息環境となっている田園の樹林地や水辺空間を「里山」と称し、農地や集落などを含む、より広範な田園環境を「里」と称している。

■ さわやか環境条例

平成7年に、土浦市の「空き缶等散乱防止に関する条例」と「雑草等の除去に関する条例」を整理統合するとともに、放置自転車や飼い犬のふん害等の問題に対応するため、「土浦市さわやか環境条例」を制定した。この条例では、空き地の美化、ごみのポイ捨て防止、空き缶等の散乱防止、自転車の放置防止、飼い犬のふん害防止等のルールを定めている。

■ さわやか環境推進員

土浦市では、ごみ問題に関し市民と行政が一体となった協力体制を築くため、地域住民の代表として「さわやか環境推進員」を任命している。さわやか環境推進員は、地域におけるごみの適正排出や減量化、環境美化活動などを担っている。

■ 最終処分

廃棄物を自然環境に還元すること。これには埋立処分、海洋投入処分があり、法令により一定の処理基準が定められている。最終処分場には、一般廃棄物の処理施設としてのものと産業廃棄物*の処理施設のものがあり、さらに、処分方法により安定型処分場、管理型処分場及びびしゃ断型処分場に分けられる。

■ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等、法令等で定められた20種類の廃棄物をいう。産業廃棄物は、排出事業者の責任において処理しなければならないこととされており、他者に委託して処理する場合には産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しなければならない。

■ 酸性雨

工場や自動車から排出された硫酸化物*や窒素酸化物*等の大気汚染物質が雨水に取りこまれて強い酸性を示す雨のことをいい、一般にはpH*が5.6以下のものをいう。酸性雨が降ると、土壌や湖沼が酸性化するため、樹木の枯死や湖沼の魚類等の生息環境の悪化を招いたり、屋外にある銅像や歴史的建造物を溶かすなどの影響が生じる。

■ COD（化学的酸素要求量）

水の汚染度を指す重要な指標であり、水中の被酸化性物質を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化し、その際に消費される酸素量で表す。数値が高いほど汚濁が進んでいる。CODは海域及び湖沼の水の汚濁状況を表すのに用いられる。

■ 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12年に制定されたもの。
①事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、②製品の資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

■シックハウス症候群

住宅やビルにおいて、建材等に使われる化学物質等により室内の空気が汚染され、不快感やアレルギーなどの体調不良が生じることを「シックハウス症候群」という。原因物質として、合板の防腐剤等に使われるホルムアルデヒドのほか、接着剤、防腐剤、溶剤などに含まれる化学物質があり、厚生労働省を中心に化学物質の指針値等が定められている。

■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために、自動車製造業者等を中心とした関係者の役割分担等について定めた法律。自動車製造業者・輸入業者は、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった際のシュレッダーダスト（車体を粉砕した後に残る破砕くず）等について、引取り・リサイクル等の義務を負い、そのための費用は、自動車の所有者が原則新車購入時に負担することとなっている。解体業者などの関係事業者は、すべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

■四万十川方式

四万十川流域で導入されている廃水処理の方法であり、化学薬品を使用せず、木炭や枯れ木、石等の数種類の自然素材のろ材を使用し、主に微生物により水質浄化を行う接触ばっ気方式を採用している。BOD*やCOD*、SS*だけでなく、窒素*、りんも同時に削減できる。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会ではなく、資源や物をできるだけ社会の中で循環（再使用、再生利用）させ、新たな資源の利用や廃棄物の発生を最小限にとどめた、環境負荷の少ない持続可能な社会。

■循環型農業

化学肥料等に頼らず、雑木林でとった間伐材*や落ち葉、生活から生じる食品くずなどからたい肥や飼料をつくるなど、自然や暮らしから生じる有機資源を上手に利用した農業様式。

■硝酸性窒素総合対策モデル事業

硝酸性窒素による地下水汚染が見られるモデル地域において、地域の実情に応じた最適かつ実行可能な対策を推進し、その成果を全国に普及させることを目的として、環境省により実施されているモデル事業。新治地区においては平成17年度から3年間の計画で検討が進められている。

■食育

一人ひとりが自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食品の安全性、食事と病気との関係、食品に含まれる栄養やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材などについての理解を促すための取組を進めること。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。食品廃棄物を年間100トン以上出す製造、小売、飲食業者などに対して、2006年度までに排出量の20%を減らしたり肥料や飼料などにリサイクルしたりするよう義務付けた。

■新エネルギー

新エネルギーは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済的な制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」として定義され、国は、現在の石油等のエネルギー利用に伴う環境負荷を低減するため、これら新エネルギーの利用促進策を進めている。新エネルギーは、エネルギー源の性質により大きく3つの形態に分類され、太陽光発電、風力発電などの「自然エネルギー（再生可能エネルギー）」、廃棄物発電や廃棄物熱利用などの「リサイクルエネルギー」があり、バイオマス*は、種類により、双方に分類される。また、燃料電池やクリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーションなど、従来の化石燃料を使用するが、よりクリーンで効率的な「従来型エネルギーの新利用形態」がある。

■新交通システム

高架上の専用軌道を走行するゴムタイヤ付き車両等による中量輸送に対応した新しい公共交通システム。常磐線土浦駅とつくばエクスプレスつくば駅を結ぶ路線が構想されている。

■人材バンク・人材バンク制度

知識や技術の提供、求職などの希望者を登録し、需要が生じた際に仲介する制度。本計画では、環境保全活動等への参加を希望するアドバイザーやボランティアを登録し、民間団体*活動等への参加や協力を斡旋や紹介する仕組みのこと。

■生活拠点施設

市の人にやさしいまちづくり計画に掲げる施設で、行政関連施設（市庁舎、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、中央出張所、神立出張所）、生涯学習・文化施設（市民会館、ワークヒル土浦、亀城プラザ、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館）、社会福祉施設（総合福社会館、新治総合福祉センター）の20施設を指す。

■生活排水対策推進計画

水質汚濁防止法に基づいて生活排水対策重点地域の指定を受けた市町村が、生活排水対策の推進に関する基本的な方針や生活排水処理施設の整備に関する事項、生活排水対策に係る啓発に関する事項等を定めたもの。土浦市は、平成3年に生活排水対策重点地域の指定を受けた。

■生産緑地地区

都市計画法および生産緑地法に基づく地域地区の一種で、市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があること、公園・緑地など公共施設等の敷地に適していること、500m²以上の土地面積があることなどの基準を満たしており、管轄自治体が指定した区域。

■生産履歴記帳

消費者が、安全・安心な農産物の提供を受けていることを確認できるように、個々の農産物の生産地、生産者、農薬と肥料の使用状況などの情報を記録し、消費者に提供するものであり、JAグループなどが全国的に進めている。生産履歴を確認する仕組みは、トレーサビリティシステムとも呼ばれている。

■生分解性

空気中では分解しないが、土中や水中の微生物により最終的に水と二酸化炭素*に分解され、時間が経つと腐ってなくなってしまうもの。

■世界湖沼会議

世界の湖沼環境の保全と管理に関する研究成果の発表や意見交換をする国際的な会議として、1984年、滋賀県の提唱により開催され、以降、2年に1回のペースで各国で開催されている。1995年には第6回会議が霞ヶ浦流域の土浦市とつくば市で開催され、人と湖沼の調和をテーマとする「霞ヶ浦宣言」が採択された。

■ゼロ・エミッション (Zero Emission)

生産、流通、消費、廃棄の各段階における廃棄物の最小化、再利用化、再資源化等を通じ、廃棄物ゼロ社会を構築しようとする考え方。国連大学や国連機関が中心となって提唱、研究されており、工場等における取組が進められている。

■総合的な学習の時間

2002年からの完全学校週5日制の実施に伴い導入された新しいカリキュラム。学校ごとの創意工夫による学習を通じ、自ら学び考える力を育成することを目的とする。環境、福祉、国際理解に関するものや自然体験やボランティア活動などが例として挙げられる。

【た行】

■ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみ等の燃焼により非意図的に発生するポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)類の総称で、これらのうち29種類に毒性があるとされている。人工の毒物としては最大の毒性を持ち、動物実験などにより発ガン性、催奇形性などが確認されているが、私たちが日常摂取しているピコグラム*のレベルではほとんど問題とはならない。国では「ダイオキシン類*対策特別措置法」を制定し、環境基準*値及び焼却炉等に対する排出規制等を定めている。この計画書におけるダイオキシン類*は、同法に定めているものを対象としている。

■代替フロン

オゾン層*破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により廃止が定められた特定フロン類の代替品として開発されたもので、ハイドロフルオロカーボン(HFC)やパーフルオロカーボン(PFC)などがあげられる。一方で、代替フロンは二酸化炭素*の数千から数万倍の温室効果があることが分かっており、国際的に排出量の削減目標が定められている。

■多自然型護岸

河川改修等にあたり、植生や自然石を利用するなど、自然の川の持つ多様な生態系の保全や育成に配慮した護岸の整備方法。

■地域マネー (地域通貨)・地域マネー制度

特定の地域やコミュニティ内において流通する利用目的や用途を限定した通貨のこと。特定地域での物品の購入やボランティアなど相互扶助活動等の報酬として使用され、地域内の物やサービスの交換、人々の交流を促し、地域社会を活性化する仕組みとして注目されている。

■地球温暖化対策地域推進計画

地方公共団体が、その所管区域内の温室効果ガスの排出量の削減目標や、市民、事業者、地方公共団体による温室効果ガス排出量削減のための取組について定める計画のこと。

■地球サミット（環境と開発に関する国連会議/UNCED）

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催され、環境と開発に関するリオ宣言*、アジェンダ21*や森林原則声明が採択されるなどした。

■地区計画

都市計画法に基づき、一体的な都市環境の形成がふさわしい地区を指定し、良好な環境の整備や保全を図るための都市施設の整備や建築の形態、景観形成等についての方針や基準を定める計画。

■窒素、りん

生活排水や肥料等に含まれる水中の栄養塩類で、植物の生育に必要な養分として吸収されるが、水中に蓄積されると単細胞の藻類や植物プランクトンの増殖も促し、湖水等の富栄養化*の主要な原因物質となっている。

■窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。燃焼の過程では、一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となる。窒素酸化物はそれ自体有害である。

■チームマイナス6%

地球温暖化防止のために、京都議定書*で義務付けられた6%（1990年比）の温室効果ガス*削減数値目標を達成するための国民運動のこと。平成17年4月に環境省により提唱され、チームへの登録、交流、情報提供の場として、「チーム・マイナス6%」のホームページが開設された。二酸化炭素*の削減のために、「温度調節で減らそう」、「水道の使い方減らそう」、「商品の選び方で減らそう」、「自動車の使い方減らそう」、「買い物とゴミで減らそう」、「電気の使い方減らそう」といった6つのアクションを提案している。

■土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的として、平成16年6月に制定された条例。土地の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土地の所有者、市のそれぞれの持つ責任や、埋立て等の許可の基準等を明らかにするとともに、申請者に対し住民への周知や市への届出、定期的な汚染状況の調査等を義務付けている。

■土浦市役所環境保全率先実行計画

市が実施する事務・事業を対象とし、市役所の活動に関わる環境保全や温室効果ガス排出抑制の取組を実行していくための計画であり、地球温暖化対策推進法に基づく市役所の温暖化対策実行計画も兼ねている。

■低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NOx*、粒子状物質、CO2*といった大気汚染物質や温室効果ガス*の排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、燃料電池車、電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等とモーターを組み合わせたハイブリッド車、低排出ガス認定車*かつ低燃費車*を低公害車としている。

■低排出ガス認定車

一酸化炭素*などの排出ガスを抑制するよう開発された自動車、あるいは一酸化炭素*ガス等の発散を防止する装置を備えた自動車で、国土交通省により定められた排出ガス低減性能基準を満たすことにより、認定を受けることができる。認定車には、有害物質の低減効果別にステッカーが表示される。平成15年に低排出ガス車認定制度が改正され、平成17年基準排出ガスレベルに対応した低排出ガス車の認定が行われており、平成17年10月以降に型式指定等を受けた新車名・新型式については、平成17年排出ガス基準に統一されている。

■低燃費車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で規定されている燃費基準を達成した自動車。

■ディスポーザ（Disposer）

食物くずなどを細かく砕いて下水に流す台所用電気器具。単独で使用すると、ディスポーザで砕かれた大量の汚濁物が直接下水道や河川に流出することから、ディスポーザ排水処理システムで処理したあと、下水道や高度処理型合併処理浄化槽*と接続することとなっている。なお、浄化槽の場合、ディスポーザ対応型高度処理浄化槽の設置による対応も可能である。

■DPF（ディーゼル排気微粒子除去装置）

ディーゼルエンジンから排出される粒子状物質を捕集するためのフィルターのこと。

■出前講座（土浦いきいき出前講座）

市民と行政が力を合わせまちづくりを行うため、市民の要望に応じて市の職員を派遣し、行政の仕組みや事業等について説明や講習をする制度。市民10人以上のグループから利用でき、公表しているメニューから受講したい講座を選び、職員の派遣を申し込める。

■電気式生ごみ処理機

電気式生ごみ処理機は、大きく分けて、生ごみを乾かして減量する乾燥式と、微生物で分解するバイオ式の2タイプがある。乾燥式は処理時間が短い反面、電気で乾燥させるため、消費電力がやや多い。バイオ式は、消費電力は少ないが、処理時間が長く、1日から1週間かかる。

■透水性舗装

表流水の流出抑制と地下水かん養を図るため、地下に雨水が浸透することができるような構造や材質を採用した舗装のこと。

■登録文化財制度

指定文化財制度を補完するものとして新たに設けられた文化財の保護制度。文化財の保護のみでなく活用を可能とするよりゆるやかな制度となっており、外観を大きく変えなければ、改装してレストランや資料館、ホテルなどとして活用することができる。

■特定外来生物

海外起源の外来生物（移入種）のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」（平成16年法律第78号）により規定された生物。アライグマ、台湾リス、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバスなどが含まれる。

■都市計画マスタープラン

都市の全体像や地区ごとの市街地像、公共施設の整備方向など、都市計画に関する基本的な方針を定める計画。

■トランジットモール

商店街の通りから通過目的の車両の走行を抑制し、歩行者専用空間としたショッピング街に、バスなどの公共交通機関だけが通行できるようにした空間。

【な行】

■内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

環境中に放出された化学物質の中には体内に入って、体内のホルモンと同じような、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つものがある。これらの化学物質は「内分泌かく乱化学物質」と呼ばれるが、環境中に放出されてホルモン様の作用を示すことから、「環境ホルモン」とも呼ばれている。

■二酸化炭素（CO₂）

呼吸や化石燃料などの燃焼によって生ずる無色無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガス*のひとつ。自然界の植物によって酸素に変換される。人類の化石燃料の大量消費と森林伐採のため、二酸化炭素の大気中濃度は約0.8ppm*/年の割合で増え続けており、地球温暖化への影響が大問題となっている。

■二次林

伐採や風水害による倒木、山火事などにより森林が破壊された跡地に自然に成立した林又は農地のかたわらに雑木を植え、燃料や肥料などの生産の場として成立した雑木林のことをいう。

■人間環境宣言

地球環境問題に関する国連人間環境会議*で採択されたもので、人間環境の保全と向上に関し、世界の人人を励まし、導くための共通の7つの見解と原則（26の共通の信念）の必要性が宣言された。

【は行】

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとして、家畜排泄物、食品加工残さ、生ごみ、パルプ廃液、製材工場残材、建築廃材、下水汚泥などが、活用が十分進んでいない未利用バイオマスとして、林地残材、稲わら、もみがら、麦わら等が、エネルギー利用等が期待される資源作物として、サトウキビ、トウモロコシ、菜種などが挙げられる。

■バイオモジュール方式

廃水処理の方法で、生物担体（バイオモジュール）に多様な微生物を付着させ、汚水中の有機物や浮遊物質*を浄化する方法。

■ばい煙

燃料や物の燃焼などにより発生する硫黄酸化物*や窒素酸化物*の煙やすすなど、人の健康や生活環境を害する恐れのある物質。工場又は事業場に設置される施設で、ばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものとして政令で定められたものをばい煙発生施設といい、設置又は構造、使用方法、処理方法の変更に当たっては都道府県知事への届出が必要となっている。

■ 廃棄物の処理及び再利用に関する条例

土浦市では、さわやか環境条例*と同時に、ごみの再利用の促進や適正な処理を通し、ごみの発生抑制と減量化を目指した「土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を施行した。市を始めとして市民、事業者の三者がそれぞれの役割の下、力を合わせてごみの排出抑制、分別、再生を図ろうとするもので、分別のルールやごみの再利用、簡易包装などに関する各主体の役割などを定めている。

■ パークアンドライド (Park and Ride)

自宅から自分で運転してきた自動車を駅やバス停などのターミナル周辺に設けられた駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうシステム。駐車場に車を止め (Park)、バスや電車に乗り換える (Ride) ことから、パークアンドライド (Park and Ride) といわれる。

■ バリアフリー (Barrier Free)

高齢者や障害者などが社会生活をしていく上での障害 (バリア) を除去すること。建物や道路の段差の解消など物理的な障害の除去のほか、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な要素など広義な意味を含むこともある。

■ BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいう。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは河川の水の汚濁状況を表すのに用いられる。

■ ビオパーク

水耕植物で水中の窒素*やりん*を吸収し、成長した植物を食用として収穫することで、水質の浄化を図る市民参加型の水質浄化システム。

■ ビオトープ (BioTope)

野生生物の生息空間を意味するドイツ語。環境保全の立場からは、自然の状態で多様な動植物が生息し、一定の生態系を構成する自然空間の意味で使われており、一般に市街地や農耕地等に斑点状に残存する湿地などの自然地域に適用される。

■ 光害

都市化の進展による屋外照明の増加、照明の過度な使用、深夜営業店などの夜間照明に伴う環境保全上の支障をいう。天体観測等への障害として声が高まり、まぶしさに伴う不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響等も指摘されている。

■ PCB (ポリ塩化ビフェニル)

塩素を含む有機化学物質の一種。「カネミ油症事件」の原因物質で、燃やすとダイオキシン類*を発生する。耐熱、耐薬品性、絶縁性に優れ、コンデンサーや印刷インキの添加剤等に使用されていたが、毒性が問題となり、昭和49年に禁止された。すでに出回っているノンカーボン用紙、トランス、コンデンサーなどはメーカーや事業所により保管されており、新たな化学分解法などの技術による無害化が研究されている。

■ ppm

Parts Per millionの略で、100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m³の中にその物質が1cm³含まれていること。

■PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

国内外の有害化学物質*による環境汚染に対する急激な関心の高まりがあり、1999年に特定の有害化学物質*のマネジメントを適正に実施していくための新たな枠組みを定め、環境中への排出量や移動量について登録を行い、行政が把握、集計、公表することを目的として制定された。

■負担軽減施設

家畜排せつ物（液状分）を液肥化する施設または沈殿・ばっ気等の浄化処理後に、畜舎内で循環利用もしくは蒸発散処理を行う施設。

■浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じん*のうち粒径が10ミクロン（1mmの100分の1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場や事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがある。浮遊粒子状物質のうち粒径が2.5ミクロン以下のもの（PM2.5）については、特に健康影響が指摘されている。

■富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素*、りん*等）の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。富栄養化により発生するらん藻類*の一部には、毒を産成する種も含まれており、窒素*やりん*の抜本的な対策が不可欠な状況にある。

■福祉バス

障害者や高齢者等の交通弱者の社会参加と自立を支援するため、主要公共施設や交通不便地域等を巡回する公共バスサービス。

■浮遊物質（SS）

直径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

■浮遊粉じん

大気中に、気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。

■フロン（Fron）

炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称で、クーラーや冷蔵庫等の冷媒、半導体や精密部品の洗浄、エアゾール製品の噴射材などとして使われてきた。一部のフロンはオゾン層*破壊の原因物質となっており、破壊程度の高い特定フロンについては平成7年末で生産全廃となっている。特定フロンに替わりオゾン層*を破壊しない代替フロン*の使用が進められているが、代替フロン*は二酸化炭素*の数千から数万倍の温暖化効果があることが分かり、平成9年の地球温暖化防止京都会議において削減の対象とされた。

■pH（水素イオン指数）

水素イオン濃度を表す指数で、pH7が中性で、これが7より小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなる。

■ペレット

廃棄物を燃料として活用するために、粉碎、圧縮、成型したものをペレットと呼ぶ。ペレットの原意は、「小さな球、小粒」のこと。例えば、木質系廃棄物では、製材廃材、林地残材、剪定枝など従来は焼却処分されていたものをペレット化することで、ペレットストーブの燃料として用いる取組が進められている。バイオマス*エネルギー源のひとつとして注目されており、地球温暖化防止に有効とされる。

■ポケットパーク (Pocket Park)

空き地や開発等に際して生じる余剰地等を利用して整備された小型の公園。

■ポジティブリスト

食品への農薬残留については、食品衛生法により残留基準が設定されている。ポジティブリスト制とは、残留基準の設定されていない農薬が残留する食品の流通を禁止することをいい、平成15年の食品衛生法の改正により導入された。以前の制度では、農薬について残留基準を設定し、それを超えた食品の流通を禁止するという方式であったが、残留基準が設定されていない農薬については規制ができなかったことから問題とされていた。ポジティブリスト制では、残留基準の設定されている農薬については、その基準以内での作物への残留は認めるが、基準が設定されていない農薬等については、一定量（人の健康を損なうおそれのない量＝一律基準）を超えて残留する食品の流通が原則禁止となった。

【ま行】

■まちづくり市民会議

「市民の手による地域ごとのまちづくり」を目指し、「土浦市市民憲章推進協議会」を発展的に改編したコミュニティ組織。中学校区を基本単位とする地区市民委員会と、中央組織となるまちづくり市民会議からなる組織構成となっており、それぞれの組織には、福祉部、安全部、環境部、スポーツ・健康部、文化広報部及び青少年育成部の専門部会が設置されている。

■みお

河川、湖沼などにおいて、水深が深く、船が通りやすい水路となっているところを”みお”と呼ぶ。”みお”と浅瀬を区別するための標識が「濤標（みおつくし）」。

■水のたんけん隊

市内の小学校4年生以上の児童を対象に、夏休み期間を利用して霞ヶ浦に流入する河川の源流を探る研修会。この過程で、水がどこで生まれ、人と自然がどのように関わって霞ヶ浦に至るのかを体験することができ、その中で、水が汚れていく様子を観察し、水質浄化の意識の啓発を図る。

■緑の基本計画

都市緑地保全法に基づき市町村が定める「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村の緑に関わる総合的な施策をまとめたもの。

■民間団体

市民や事業者により組織された民間の団体。土浦市環境基本条例においては、国に準じ、自然保護団体など環境の保全に関する活動を目的とする団体のみではなく、業界団体などの事業者が組織する団体、町内会、PTA、婦人会、青年会など市民が組織する団体、連絡協議会など事業者と市民の双方が組織する団体を幅広く含むものとしている。

■面源

水質汚濁要因のうち、面としての広がりを持ち発生源が特定できないもので、湖面への降雨や農地、山地、市街地からの流出による汚濁のこと。

■面的評価支援システム

騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理をパソコンを用いて、予測・評価を効率的に行うシステム。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）において、道路に面する地域における騒音の評価は、沿道の住居等の立地状況を考慮した「面的」な評価を行うこととなった。

■モータリゼーション (Motorization)

日常生活や産業活動において自動車利用が拡大していくこと。

■モニタリング (Monitoring)

正常で安全な状態を保つ目的で、常時、情報を収集し、測定すること。環境管理及び健康管理を行う上で、大気、水質、土壌、廃棄物、騒音、酸性雨*その他各種生物群など環境状況を把握する必要がある。

【や行】

■谷津田

谷間の湧き水やしみだし水を利用してつくられた湿田。里の小動物の貴重な生息空間となっているが、農業生産面では不利な立地にあり、減反や後継者不足等により放棄され、荒廃化する場合が多い。

■有害化学物質

有害化学物質については、その性状等に対応して、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などで、それぞれ物質を指定し、取扱いを規制している。「大気汚染防止法」ではカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素及び弗化珪素、鉛及び鉛化合物、窒素酸化物*の5種類が指定され、その発生施設の種類ごとに排出基準が決められている。「水質汚濁防止法」では、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物、PCB*の9物質及びトリクロロエチレン等が指定され、排水基準が設定されている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB*が定められ、一般の産業廃棄物*と比較して、厳しく規制されている。また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」では、難分解性、高蓄積性で慢性毒性のあるPCB*、DDTなどが第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造や輸入が禁止されている。近年では、ダイオキシン類*や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）*などの、新たに明らかになりつつある有害物質への規制基準等が検討され、ダイオキシン類*については法律で規制が開始されているほか、特定の化学物質の保管や移動に対して、登録し、公開する制度なども整備されている。

■有機栽培（有機農法）

一般に、農薬や化学肥料等に頼らず、たい肥などの自然界の資源や植物本来の生態を生かしながら農作物を栽培する方法。これまで特に明確な規定は無く、有機を称した様々な栽培方法の作物が市場に出回っていたが、農林水産省により「有機農作物及び特別栽培農作物の表示ガイドライン」が策定され、表示基準が次のように定められた。「有機農作物」とは、化学合成農薬や化学肥料、化学合成土壌改良材を使用せず、3年以上経過した農地で栽培された作物に限定され、転換して6ヶ月以上3年未満の場合は「転換期間中有機農作物」となる。農薬又は化学肥料を全く使用しないもの、あるいは一定量以上の削減をして栽培された作物は、「特別栽培農作物」といい、無農薬栽培農作物、無化学肥料栽培農作物、減農薬栽培農作物、減化学肥料栽培農作物の4つに区分される。

■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。建物では自動ドアや多目的トイレ、日用品では、テレホンカードの切り込みなどが挙げられる。

■容器包装

商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの。調味料のビンやジュースのペットボトル、包み紙、レジ袋など、様々なものが容器包装であり、家庭から出るごみの半分以上（容量）を占めている。

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、容器包装*廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装*を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めたもの。

■要請限度

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法又は振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音又は振動が一定の限度（要請限度）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べる（騒音の場合）又は、道路構造の改善等を要請する（振動の場合）ことができる。

■溶存酸素（DO）

水に溶けている酸素の量をいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

■ヨハネスブルグ・サミット

地球サミット*から10年目を迎え、アジェンダ21*の実施促進や新たに生じた課題等について議論することを目的に、2002年に南アフリカのヨハネスブルグで開催された会議。持続可能な開発を進めるための各国の指針となる包括的文書である「実施計画」、首脳が持続可能な開発に向けた政治的意思を示す「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」が採択された。また、持続可能な開発のための各国政府、国際機関等が自主的に取り組む具体的なプロジェクトの集大成である「タイプ2パートナーシップイニシアティブ（約束文書）」が発表された。

【ら行】

■らん藻類

植物プランクトン的一种で、核や葉緑体を持たない原核植物。一般に貧栄養な湖では、真核植物の珪藻類が優占し、富栄養化*が進むにつれ、らん藻類が優占するようになる。

■緑地（緑化）協定

範囲を定めた土地又は道路や河川等に隣接する土地の所有者等が市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑化に関する協定。緑地（緑化）協定には、都市緑地保全法によるものや市町村の条例や要綱によるものなどがある。

■緑化基金

良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するために、市内の緑化推進と市民の緑化意識の高揚を図ることを目的としたもの。

■歴史の小径整備事業

亀城公園を中心とした歴史的資源（土浦城址、博物館、まちかど蔵、旧水戸街道）を有機的に結びつけ、回遊性を持った観光ルートを整備する事業。地域の活性化と快適な居住環境、街並み景観の向上を図る。

■レッドデータブック（Red Data Book）

絶滅のおそれのある野生動物の種をリストアップし、その生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（ICUN）が1966年に刊行した。我が国では、哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類、汽水・淡水魚類、陸産貝類、淡水産貝類のレッドデータブックが出版されており、また、昆虫類、甲殻類、クモ形類・多足類等について出版準備が進められている。本県では、県版レッドデータブックのうち、植物編が平成8年度に、動物編が平成11年度に刊行されている。

■我が家の環境大臣事業

国民各界各層が家庭を中心に行う自主的な環境保全活動及び環境学習を支援する環境省の事業のこと。

■ワークショップ

本来の語義は工場、仕事場であるが、ここでは、まちづくりにおける市民参加の手法のこと。専門家によるアドバイスを得て、参加住民による自由な討論や具体的な立案作業等を通じ、公園、緑道等の計画や地区計画*などの具体的なまちづくり事業に住民意見を直接的に反映させる手法。

